

建築設計業務で担い手育成・確保の取組を試行します。 ～営繕関係業務で初の取組～

本年6月に公布・施行された改正品確法※において「調査及び設計」が同法の対象として位置づけられ、設計技術者等の中長期的な担い手の育成及び確保に配慮した取組の必要性が明確になりました。これを受け、建築関係設計団体との懇談会等において地域の技術者の高齢化・担い手不足について問題提起があったことを踏まえ、設計業務の発注において若手技術者、地域の技術者の育成を促進するための試行を行います。

※公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十五号）

○試行の主な内容

① 若手技術者（満40歳以下）の配置促進

実績のない若手技術者と併せて「補助技術者」を配置した場合、「補助技術者」が持つ実績」で加点評価します。

② 地域における実績の評価項目（地域精通度）を新規追加

配置技術者（若手技術者を配置し、併せて補助技術者を配置した場合は補助技術者）が当該業務と同一地域内で担当した実績で加点評価します。

○試行対象業務

建築関係建設コンサルタント業務（設計業務、工事監理）を一般競争入札総合評価落札方式（簡易型）で発注する業務

【第1弾（8月上旬入札公告予定）】

湯野上・田島合同森林管理事務所実施設計業務

（所在地：福島県南会津郡下郷町）

（構造規模：木造平屋建て 延べ面積約100㎡ 新築）

〈 発表記者會：宮城県政記者會、東北電力記者會、東北専門記者會 〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局

代表 022-225-2171

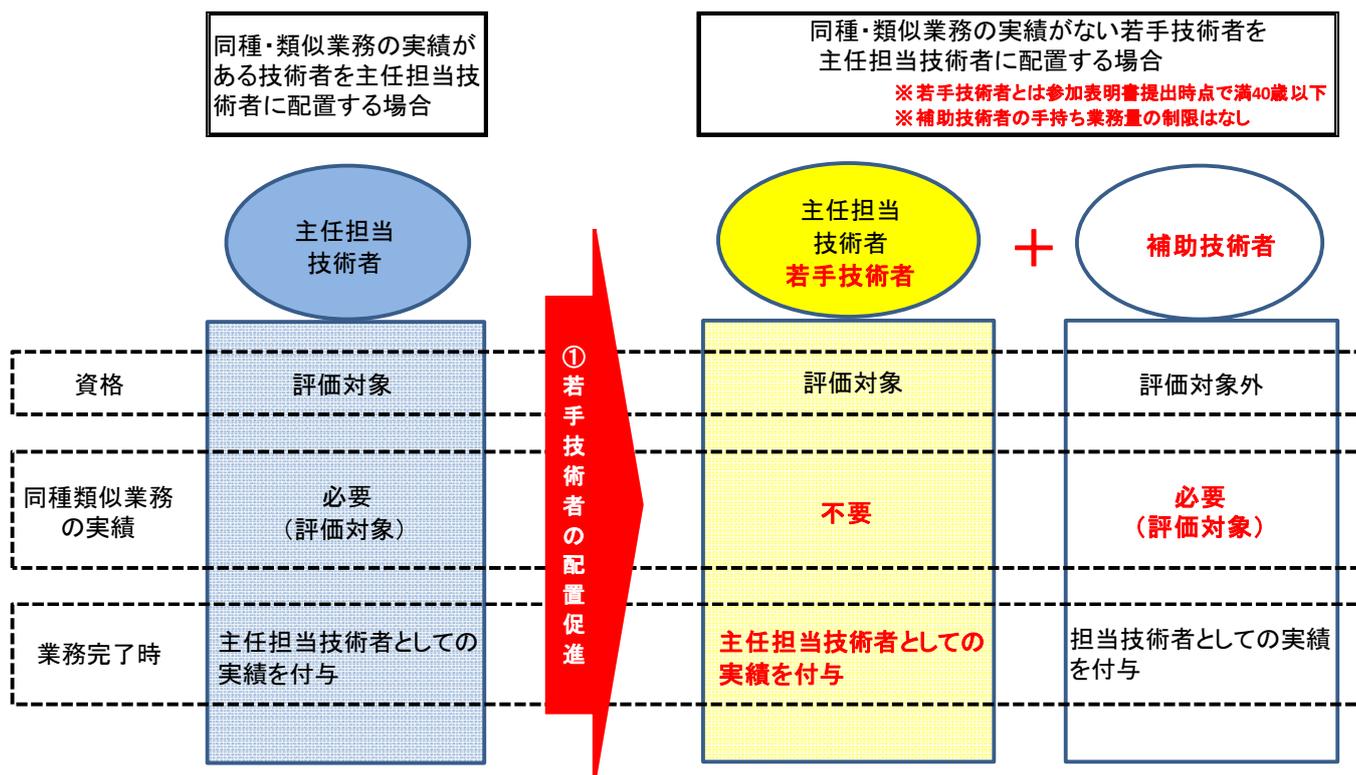
営繕部整備課長 佐々木 章一（内線5211）

営繕部整備課長補佐 石川 文男（内線5212）

若手技術者の配置促進・地域精通度の評価の取組（試行）

【概要】

①若手技術者の配置促進(各分野の主任担当技術者に配置する場合の要件、評価を緩和)



②地域精通度の評価項目を新設(当該地域における実績を評価)

評価項目	評価ウェイト
資格	9%
同種・類似業務の実績	18%
国土交通省等発注業務の成績	18%
CPD取得単位	18%
業務の理解度及び取組意欲	15%
業務の実施方針	22%
合計	100%

②地域精通度の評価項目を新設

評価項目	評価ウェイト
資格	9%
同種・類似業務の実績	18%
国土交通省等発注業務の成績	9%
地域精通度の新設	9%
CPD取得単位	18%
業務の理解度及び取組意欲	15%
業務の実施方針	22%
合計	100%

※地域精通度の評価ウェイトは業務によって変わる可能性があります。
※地域精通度は補助技術者を配置する場合は補助技術者の実績で評価します。